

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免及び 傷病手当金の支給について

令和3年度の府中市国民健康保険運営協議会（以下、「運協」）で議題としていた標記の件について、それぞれ次のとおり変更がありましたので、令和4年度の取り扱いとあわせて報告いたします。

1 国民健康保険税の減免（令和3年度課税分）

令和3年度第1回運協において、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免における財政支援の割合が拡大されたことを報告しましたが、令和3年11月26日付の厚生労働省からの事務連絡より、減免額の10分の10に相当する額が財政支援の対象となりました。

これに伴い、令和3年度課税分の減免に伴う一般会計からの繰入金はなくなるものと見込まれております。

2 傷病手当金の支給

国民健康保険における傷病手当金の支給額につきましては、国が定める期日までに支給対象期間が始まる分であれば全額財政支援されることになっています。

本市では、その期日を「支給対象期間の始期の終了日」として、府中市国民健康保険条例施行規則に定めており、令和3年度第2回運協において、この日は令和3年12月31日とお伝えしたところです。今回、国からの財政支援の期間が延長されたことに伴い、当該期日を令和4年3月31日に更新しました。

これにより、引続き傷病手当金申請の相談を受け付け、適切に対応してまいります。

3 令和4年度以降の取り扱い

1及び2については、現時点で令和4年度以降の財政支援に関する情報が提示されておりません。本市といたしましては、国もしくは東京都からの財政支援が一部でも実施された場合は、令和4年度以降もこれらの事業を継続いたします。